

ともに支え合う地域社会をめざして 新宿区高齢者保健福祉計画 第4期介護保険事業計画を策定

計画の基本理念・将来像・5つの基本目標・施策

基本理念

だれもが人として尊重され
ともに支え合う地域社会をめざす

2015年(平成27年)の将来像

- 心身ともに健やかに
いきいきとくらせるまち・
- だれもが互いに支え合い
安心してくらせるまち・

基本目標と施策

- 社会参加といきがいづくりを支援します
 - いきがいづくりの支援
 - 多様な地域活動への参加支援
 - 就業等の支援
- 健康づくり・介護予防をすすめます
 - 健康づくりの促進
 - 介護予防の推進
- いつまでも地域の中でくらせる
自立と安心のためのサービスを充実します
 - 介護保険サービスの提供と基盤整備
 - 自立生活への支援(介護保険外サービス)
 - 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進
 - 認知症高齢者支援体制の推進
 - 在宅療養体制の整備
 - ケアマネジメント機能の強化
 - くらしやすいまちづくりと住宅の支援
- 尊厳あるくらしを支援します
 - 権利擁護・虐待防止の促進
 - 介護者への支援
- 支え合いのしくみづくりをすすめます
 - 高齢者を地域で支えるしくみづくり
 - ボランティア活動等への支援

パブリック・コメント制度(意見公募)でお寄せいただいたご意見の一部を紹介します

【ご意見】介護保険施設の整備に重点的に取り組んでほしい。
【区の考え方】第4期介護保険事業計画では、矢来町に81名規模の特別養護老人ホーム、旧東戸山中学校に29名規模の小規模特別養護老人ホームの整備を予定しています。住み慣れた地域で生活を継続していくよう、



重点的な取り組みと事業

1 認知症高齢者支援体制の推進

- 認知症予防から発症後の生活までトータルに対応する相談・サービス・医療等の体制を整えていくとともに、地域による気づきと支援の輪を広げ、認知症になんでも高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。
- 支援センターでの相談
 - 介護予防普及啓発事業
 - 物忘れ相談
 - 徘徊高齢者探索サービス
 - 認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業
 - 成年後見制度の利用促進
 - 地域密着型サービスの整備
 - かかりつけ医機能推進事業(認知症医療ネットワークの推進)ほか

2 在宅療養体制の整備

- 医療制度改革による入院日数の短縮化や療養病床の再編、高齢者人口の増加などで、在宅で長期に療養する方の増加が予測されます。
- 在宅療養相談窓口の設置
 - 在宅療養に対する理解促進
 - 介護従事者等在宅療養研修
 - 訪問看護ステーション人材確保
 - 病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修
 - 緊急一時入院病床の確保
 - 夜間往診事業助成
 - 難病療養相談ほか

3 ケアマネジメント機能の強化

- 高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)は、多職種・多機関とのネットワークの構築など、地域包括ケア体制の整備・強化を担えるように、地域の中心的な相談機関としての機能と人員体制の強化を図ります。
- 高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)の機能強化
 - ケアプラン(介護サービス計画)評議会の開催
 - ケアマネジメントネットワーク新宿連絡会への支援
 - 介護支援専門員新任研修の実施
 - 居宅介護支援業務検討会の実施
 - ほか

★★ケアマネジメント★★ 保健・医療・福祉などのさまざまなサービスを、総合的・効率的に提供できるようにすること

地域密着型サービスの整備を基本しながら、在宅生活が困難な方のために、公有地の活用等により特別養護老人ホームの整備を検討していきます。

【ご意見】介護者への支援に重点的に取り組んでほしい。

【区の考え方】家族介護者交流会や家族介護者教室、緊急ショートステイ事業等を実施しています。21年度からは、認知症高齢者やその家族の支援のため、ホームヘルパーを派遣する事業も実施します。

平成21~23年度の3年間を計画期間とする「新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を、パブリック・コメント制度(意見公募)や地域説明会でいただいたご意見を参考に策定しました。ご意見をいただきありがとうございました。

計画の全文、すべてのご意見(38件)と区の考え方、地域福祉課・広聴担当課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページの地域福祉課のページでご覧いただけます。計画書は区政情報センターで有償販売(1部1,000円)しています。

【問合せ】▶計画全体のこと…地域福祉課(本庁舎2階)☎(5273)3517、▶介護保険制度のこと…介護保険課推進係(本庁舎2階)☎(5273)4596へ。

介護保険料を改定しました

保険料は3年ごとに見直します。21~23年度の介護保険料は右表のとおりです。

1 保険料の基準額は月額4,400円

基準額(月額の平均額)は、第3期(18~20年度)の4,300円から4,400円に変わりました。第4期(21~23年度)の3年間の介護サービスに必要な費用を約500億円と見込み、65歳以上の方の負担分(総額の20%)を人数で割ると、新宿区の基準額は月額で約4,700円になります。しかし、▶第3期保険料の剩余金8億8000万円を繰り入れること

▶介護に従事する人材の確保と待遇改善のための「介護報酬の引き上げ」による保険料の上昇を抑えるため、国の財政措置として「介護従事者待遇改善臨時特例交付金(※)」が約2億円交付され、それを繰り入れることから、基準額を月額4,400円としました。

※交付金は21年度、22年度と段階的に繰り入れるのが原則ですが、3年間の保険料が均等になるよう繰り入れ、保険料を決定しています。

2 所得の少ない方への区独自の特別対策

保険料段階が「第1段階」「第2段階」の方の保険料は、第3期と同額の月額2,150円とし、負担が増えないようにしました。

▶「第3段階」で「本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて、100万円以下の方の保険料を2,150円としました。

3 「第4段階」の方への特例軽減措置

「第4段階(本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税)」の方は、被保険者の保険料負担能力に大きな差があること、また、平成18年度税制改正に伴う保険料の激変緩和措置が終了したことから、国の制度改正に

4 保険料段階を10段階から12段階に細分化

「第5段階」に設けていた平成18年度税制改正に伴う保険料の激変緩和措置が終了すること、また、より負担能力に応じた負担とするため、合計所得金額が「125万円未満」「250万円以上350万円未満」の区分を新たに設け、所得段階を6区分から8区分に細分化しました。

★★合計所得金額★★ 年金・給与・不動産・配当等の収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類で計算方法が異なります)を控除した金額の合計で、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除をする前の金額です。土地・建物や株式の譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額、繰越控除前の金額のことです。扶養控除や社会保険料控除などを除いた後の課税標準額とは異なります。

介護保険制度やサービスの利用をご意見を 介護モニターを募集

介護保険制度への理解をより深め、介護保険サービスの利用経験から意見を述べていただきます。ご意見は、制度の改善やサービスの質の向上に役立てます。

【任期】6月~22年3月

【活動内容】▶①会議(年3回)と施設見学(年1回)、▶②アンケート回答(年3回)

【対象】区内在住で、介護保険サービスを現在利用しているか過去に利用していた方と家族の方。①とも参加する方、40名、②のみ参加する方、20名

【謝礼】▶①は出席1回に付き5,000円、

▶②は回答1回に付き500円。謝礼は22年3月にまとめてお支払いします。

【申込み】所定の応募用紙(介護保険課・特別出張所・高齢者総合相談センターに備え付け)

を、5月8日(金)までに介護保険課推進係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階)☎(5273)4596へ郵送(必着)またはお持

ちください。応募者多数の場合は、地域・介護

保険サービス利用状況・要介護度・応募理由等を考慮するとともに、過去に介護

モニターの経験がない方を優先します。結果

は5月下旬に郵送でお知らせします。

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料(21~23年度)

保険料段階	所得などの状況	基準額に対する割合	保険料	
			年額	月額
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者または世帯全員住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	基準額×0.489	25,800円	2,150円
第2段階	世帯全員住民税非課税	基準額×0.489	25,800円	2,150円
			基準額×0.7	36,960円
第3段階	【区の特別対策】本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて、100万円以下の場合は減額されます。	特別対策対象者	25,800円	2,150円
			特別対策対象者	2,150円
第4段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.8	42,240円	3,520円
			基準額	52,800円
第5段階	本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて、80万円以下	基準額×1.095	57,840円	4,820円
			基準額	63,000円
第6段階	本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて、250万円未満	基準額×1.193	73,320円	6,110円
			基準額	116,160円
第7段階	合計所得金額が250万円以上350万円未満	基準額×1.389	95,040円	7,920円
			基準額	132,000円
第8段階	合計所得金額が350万円以上500万円未満	基準額×1.4	153,120円	12,760円
			基準額	153,120円

*基準額に対する割合は、小数点以下第4位を四捨五入しています。

介護保険料のお知らせをお送りしました

■年金からの引落し(特別徴収)の方

年金支給のときに特別徴収する介護保険料を、4月8日に「はがき」でお知らせしました。

■納付書や口座振替でお支払い(普通徴収)の方

介護保険料納入通知書を4月15日にお送りしました。納付書でお支払いの方には納付書を同封しています。

*4月21日(火)迄に届かないときは、介護保険課資格係へご連絡ください。

■保険料額と計算方法

21年度の介護保険料は、20年中の所得を基にした21年度の住民税課税状況から決定します。21年度の住民税は6月に確定するため、今回お知らせした金額は、19年中の所得による20年度の住民税課税状況を基に、改定後の保険料額を適用して仮に計算したものです。確定後の保険料額は、7月中旬にお知らせします。

■3月中に65歳になった方・新宿区に転入した65歳以上の方へ

次の方には、21年3月相当分(改定前の保険料を適用)の納付書も同封しています。4月分とともに、4月30日(木)までにお支払いください。

①3月中に65歳になった方(昭和19年3月2日~4月1日生まれの方)

②21年3月1日以降に新宿区に転入手続きをした方

③19年中の所得に変更があった方ほか

■口座振替のご利用

保険料のお支払いには、納め忘れない口座振替をご利用ください。本人名義のほか、ご希望により家族の方名義の口座から引き落とすこともできます。納入通知書に同封の「口座振替依頼書」でお申し込みください。年金からの引落しで納めている方は口座振替に変更できません。

*問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階)☎(5273)4597へ。